

学校法人奈良学園 役員・評議員等報酬規則

(令和2年 則 第1号)

令和2年3月23日

理事会 制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人奈良学園の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事長、常務理事、本学の職員でなく常時勤務する理事及び学園の職員としての給与を支給している理事をいう。
- 三 職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 評議員とは、奈良学園寄附行為第27条第1項各号により選任された評議員をいう。
- 六 常勤理事の内、奈良学園寄附行為第4条に定める学校の長及び登美ヶ丘教育総括監並びに法人事務局長を所属長とする。
- 七 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- 八 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(理事長報酬)

第3条 理事長の報酬は、別表第1に定める年俸とし、理事会において決定する。

(理事報酬)

第4条 常務理事の報酬は、別表第2に定める年俸とし、理事会において決定する。

- 2 常勤理事のうち、本学の職員ではなく理事として常時勤務する者の報酬は、別表第2に定める年俸とし、理事会において決定する。
- 3 前項の理事には、前項に定める報酬の他、奈良学園給与規程第12条に定める通勤手当を支給する。

(理事手当)

第5条 第3条に規定する理事長及び第4条に規定する理事を除く常勤理事には、本学園から支給する役員報酬、給与以外に月額30,000円の理事手当を支給するものとする。

- 2 第2条第1項第四号に定める非常勤理事には、会議出席1日当たり20,000円の理事手当を支給する。なお、この手当には通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を含むものとする。

(常勤監事報酬)

第6条 学校法人奈良学園寄附行為第10条第3項に定める常勤監事の報酬は、別表第3に定める年俸とし、理事会において決定する。

- 2 常勤監事には前項に規定する報酬の他、奈良学園給与規程第12条に規定する通勤手当を支給する。

(会計担当監事報酬)

第7条 会計担当監事の報酬は、月額100,000円とする。

- 2 会計担当監事には前項に規定する報酬の他、通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を出勤日数に応じ支給する。

(業務執行担当監事報酬)

第8条 業務執行担当監事の報酬は、月額100,000円とする。

- 2 業務執行担当監事には前項に規定する報酬の他、通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を出勤日数に応じ支給する。

(非常勤監事手当)

第9条 前3条に規定する監事以外の非常勤監事には、会議出席1回当たり10,000円の手当と、別途通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を支給する。

- 2 理事会及び評議員会が同日に開催される場合は、会議1回として前項を適用する。

(費用)

第10条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対しての旅費及び日当の支給は出張旅費規程による。

- 2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、出張旅費規程による
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(評議員手当)

第11条 第2条第5号に規定する評議員で（現に本学の役員並びに職員である者を除く）には、会議出席1日当たり10,000円の手当と、別途通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を支給する。

(理事評議員選任・監事選考委員手当)

第12条 学校法人奈良学園 理事評議員選任・監事選考委員会運営規程第2条第2項に定める委員の内、学校法人奈良学園の職員を除く委員には、会議出席1日当たり10,000

円の手当と、別途通常の交通機関を利用した場合に係る交通費を支給する。ただし、交通費は、同日に開催される他の会議等に出席する場合には、重複して支給しない。

(支給日)

第13条 この規則に定める報酬の支給日は、奈良学園給与規程第23条の規定を準用する。

2 第5条第2項、第9条、第11条及び第12条に規定する手当等は、会議開催日に支給する。

(公表)

第14条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第100条の第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会においてこれを行う。

附 則

1 この規則は、令和2年3月23日から施行する。

2 学校法人奈良学園 役員・評議員等報酬規程（平成20年6月10日制定）は、令和2年3月23日付で廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

役員	報酬形態	報酬金額
理事長	年俸制	1,500万円以上 1,800万円以下

別表第2

役員	報酬形態	報酬金額
常勤理事のうち、本学の職員ではなく理事として常時勤務する者	年俸制	1,000万円以上 1,200万円以下
常務理事	年俸制	1,000万円以上 1,200万円以下

別表第3

役員	報酬形態	報酬金額
常勤監事	年俸制	800万円以上 1,000万円以下